

施設サービスを利用されるかたへ

介護保険の施設サービスを利用した場合の基準費用額が8月から変更となります。

居住費など				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	1,445円
2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	437円(915円) ^{※2}	

※介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額

※2 一部の施設では697円

施設サービスを利用した場合の食費などの利用者負担段階の基準額が8月から変更となります。

利用者負担段階 全て本人及び世帯全員が住民税非課税		居住費など				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万9千円以下のかた			550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階	第3段階① 課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万9千円超120万円以下のかた	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
	第3段階② 課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円超のかた					1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額

※次のいずれかに該当する場合は、対象になりません。

- ・住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税
- ・住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金などが次の金額を超える場合
第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円 第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円
第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円 第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円

問合せ 高齢介護課認定給付担当 ☎0480(31)8208



受けていますか？ 肝炎ウイルス検診 7月28日は世界肝炎デー

●ウイルス性肝炎とは

A、B、C型などの肝炎ウイルスの感染によって起こる肝臓の病気で、A型は食べ物で、B型及びC型は血液や体液を介して感染します。B型、C型に感染すると、徐々に肝臓の機能が失われ、肝硬変や肝がんになる場合があります。

肝臓は“沈黙の臓器”と呼ばれ、肝炎になっても無症状のまま経過し、自覚症状が出た頃には重症になってしまう場合があります。

●肝炎ウイルス検診

採血で検査をすることができます。40歳以上で、過去に1度も肝炎ウイルス検査を受けたことがないかたは、500円で市の検診が受けられます(「検診受診券」が必要です)。

●感染がわかったら

適切な治療によってウイルスの排除が可能な場合がありますので、専門医に相談をしましょう。



問合せ 健康増進課成人保健担当 ☎0480(92)1201